



真に働き方が変わるためには・・・ 働き方改革と女性労働支援



弁護士 池田 桂子

きちんとした、そして働き甲斐の感じられる仕事をし、人間らしい生活を継続したいと誰もが願う。日本は、国際労働機関 (ILO) が21世紀の目標として提案したディーセント・ワーク (Decent work) へと向かっているのだろうか。

一億総活躍社会の実現を冠として、「働き方改革」関連法が順次施行予定されている (大企業は本年4月1日から、中小企業は下記①について2020年4月1日～、③について2021年4月1日～)。改正点は多岐にわたるが、大枠の改革は、次のような事項である。

① **時間外労働の上限規制の導入**－原則月45時間、年360時間、臨時的な特別事情で年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間以内 (休日労働を含む)

② **年次有給休暇の確実な取得**－未消化の場合、毎年5日、時季を雇用主が指定して、消化を促す。

③ **正社員と非正規社員間の不合理な待遇差の禁止**－同一企業内の正社員と非正規社員 (パートタイム、有期雇用、派遣労働者) の間で、個々の待遇毎に待遇差を禁止

長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすることなどによって、自律的で、個々の事情に合った多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指すのが立法趣旨である。残業時間の上限を法律で規制することは、70年前に制定された労働基準法において初めての大改革ではある。

同じ働き方、つまり業務の内容と責任の程度、配置の変更の範囲が同じなら賃金などの労働条件を同じにする「均等待遇」の原則は、差別的取扱いを禁止する。

今回、パートタイム労働法では、職務の内容、人材活用の仕組みや運用、契約期間の3つの要件が通常の労働者と同じかどうかを比較して、見合った「均等待遇」を整備すること

が求められる。企業はガイドラインに沿って見直しを急いでいる。各種手当や福利厚生など個々の待遇毎に、性質や目的に照らして適切と認められる事情が問われる。新たに有期雇用労働者も対象とする。派遣労働者は労使協定にもよるが、派遣先労働者の待遇差は配慮義務規定にとどまる。

総合職、限定正社員などの異なる正社員間の待遇差については今回の法律の対象外であり、労基法4条の差別的取扱い禁止は賃金のみのもので、差別の定義はない。日本型雇用の「雇用管理区分」は残したままで、ジェンダーによる平等原則を組込んだ労働価値の平等の実現はいまだ途上である。

今回の改正で、男性並みの長時間労働や転勤の受入れに対する高いリターンは是正が進むことを願うが、そのためには、属人的な仕事の進め方を改め、例えば、仕事の仕方をチームでの対応に変えることや仕事の遅れを避ける擦り合わせやAIなどによる支援が不可欠である。業務配分や評価にバイアスがあれば男女格差は解消されない。

社会保障面での新しい動きもある。今年10月から、消費税の増収分のうちの8千億円を財源にして、3～5歳児の幼稚園、保育園料が無償化される。女性の就業率向上につながることを期待したい。キャリアの中断による機会喪失は大きい。職種や部署が偏り、技能形成やネットワーク構築の障害となっている。男性稼ぎ主型家族が続く日本で、ノルウェーの父親クオータ制の導入や日本の企業でも見かけるようになった育パパ奨励策など、明確なシグナルを企業の内外で示されなければ意識は変わらない。評価者の意識を変えることは、併せて重要なポイントであると思う。

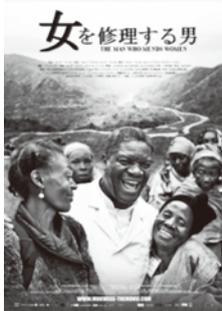
2019年度 賛助会員のつどい(公開) 9月16日 開催

「コンゴにおける紛争下の性暴力と日本との関係」 映画上映と講演

講演者

米川 正子さん

筑波学院大学准教授・
コンゴの性暴力と紛争を
考える会代表



ノーベル平和賞を受賞したデニ・ムクウェゲ医師の活動を描いたドキュメンタリー映画『女を修理する男』の映画上映と「コンゴにおける紛争下の性暴力と日本との関係」というテーマのもと「賛助会員のつどい(公開)」が、筑波学院大学准教授の米川正子さんを講師にむかえて開催されました。米川さんは、コンゴ民主共和国ゴマの国連難民高等弁務事務所の元所長であり、現在「コンゴの性暴力と紛争を考える会」の代表でもあります。

映画は、コンゴの美しい自然を背景に、20年に及ぶ紛争下600万人以上の犠牲者を出し、「世界のレイプの中心地」と呼ばれるほどの性暴力が横行している凄惨な様子を描き出しています。レイプで生まれた子供がまたレイプされて来たときに、病院にこもって治療するだけでは解決にならない、病院を出て声を上げて、世界にこの凄惨な状況を知らしめようと決意したというムクウェゲ医師の活動と彼によって救われたサバイバーの女性たちの活動に、ようやく希望を見出すことができました。

米川さんの解説によれば、ルワンダとコンゴの紛争は民族紛争というより、コンゴ東部にある豊かな資源の略奪と利権が紛争の長期化の原因となっているということです。その資源の一つコルタンは携帯電話に使用されるレアメタル(希少金属)であり、遠く日本の日常ともつながっていることを米川さんは指摘し

ています。先進国でのレアメタル需要は資源を支配する武装勢力に資金が流れ込むというグローバルな闇の構造の一部を担っているのです。資源の搾取のため、意図的に紛争という不安定な状況が生み出され、その紛争のもと、夫や子供の面前での集団レイプはコストのかからない兵器であると言われていいます。女性には恐怖を、男性には無力感を植え付ける安上がりで効果的な武器であり、一般の武器のみならず、レイプという武器を用いる武装軍の侵略はコンゴの無力な村人を追い出し、不法に土地と資源を支配し、コンゴの人は難民となって帰るべきところを失っているという状況がおこっています。コンゴの女性たちのために尽力するムクウェゲ医師の国連でのスピーチを暗殺の脅しで阻止するコンゴ政府という複雑な状況は、故意に紛争という不安定な状況を生み出している証左でもあり、政府や警察の組織が腐敗し機能していないことを表しているという現状を米川さんは強調されていました。映画でも、100ドルで免責というシーンがあり、コンゴの腐敗した法治国家の泥沼的状況を肌で感じることができました。

米川さんは、性暴力に対して人権侵害、死にも値する人権侵害であるという認識が欠けていることを示唆されています。コンゴの状況は決して遠くの世界で起こっている「他人事」ではないのです。ここ日本でも慰安婦の問題や、父親からの望まない性交がレイプにもならず加害者の父親は無罪になっている判決は、性暴力による女性の人権侵害がまだまだ軽視されていることを示しています。

今回は定員60名のところ75名の参加者があり、質疑応答も活発に行われ、米川さんも会員の関心の高さを観取されました。



武田 貴子
(東海ジェンダー研究所理事)

参加者の アンケートから



「衝撃です。どうしてこれだけのことが長期化しているのか。アメリカが関与しているから? 国連の力は? 追及する気があるのか? 慰安婦問題との共通性があると思う。」

(70代、主婦)

「戦争や紛争中には性被害が付きものだが、コンゴでは性行為だけでなく性器を傷付けられていることを知り、大変、ショックを受けました。性暴力をすることで立ち退きをさせ、鉱物資源を独占しようという、たくらみもあるとは驚きました。その鉱物が携帯電話にも使われていることが、「日本との関係」という講演タイトルに通じていることも分かりました。」

(50代、会社員)

「ただ静かに暮らしたいだけなのに。(中略) 鉱物が取れる豊かな土地であるがゆえに、富を奪い合い、紛争が絶えない。そこでいつも犠牲になるのは静かに暮らしてきた村の人であり、さらに弱い女性や子供である。小さな子供や赤ちゃんに性暴力なんて考えられない。もっと知る人が増えて、非難が高まって性暴力の減少につながっていくことを願います。」

(40代、公務員)

個人助成受託者報告会



7月13日(土)、東海ジェンダー研究所セミナー室で、昨年度の個人助成受託研究の成果報告会が開かれました。受託者4名のうち、五十嵐舞さんは現在ラトガース大学ニューアーク校客員研究員として渡米中で欠席でしたが、来年度「アメリカ合衆国の9/11以降のフェミニズムと性的少数者の運動の相対化」の発表をしますとの意欲を伝えてられています。乞うご期待です。

さて第1報告者、溝口聡さんの「不可視化された女性労働者たち—20世紀初頭ハワイ日系社会における女性像の再検討」は、移民研究における「女性労働者」への関心の高まりを受け、ハワイ日系社会における女性の活躍を一次資料にあたって丹念に解き明かした発表でした。日系社会形成の歴史や女性が不可視化された背景等に言及の上、移民/階層/ジェンダーの三重差別の中での逞しい女性像が明らかにされました。質疑応答の場面で、報告者の挙げた多くの女性名が沖縄特有の名前であるとの田中真砂子本研究所元評議員からの指摘は、こうした報告会を開く意義を実感させてくれるものでした。

第2報告者、石田若菜さんの「ポスト同性婚問題に関する比較法的研究」は、同性婚容認化以降の社会で問題となる①同性カップルの親権、②雇用や教育分野における性的指向／性自認



に基づく差別、③同性婚の権利と表現・信教の自由との対立、等の中から今回は②に焦点を定めたものでした。同性婚と聞くとLGBTのとくにLとGに関わる問題と捉えがちですが、Tが抱える問題も置き去りにされてはならないわけで、石田さんは性自認に基づく差別に関し、Tのトイレ訴訟を詳しく報告されました。やや専門的な発表でしたが、会場からのコメントもあり、石田さんのテーマにおける本報告の位置づけに理解が得られました。

第3報告者、タパ・カピタさんの「ネパール社会における未亡人の地位に関する分析」は、すでに調査を終えたネパールの2地域に加え、本助成金で実施された他の2地域の調査報告でした。家父長制が残存するネパール社会における未亡人の生きる困難さが丹念なフィールドワークの結果と共に示されました。女性の経済力、その前提となる教育といった基本的なジェンダー平等の必要性を痛感させられました。若い研究者が祖国での政策提言をめざす意気込みに大いに感じ入りました。

以上、3名の報告は、過去・未来・他国のジェンダー問題に想像を広げさせて、どれも興味深く新しい研究として期待できるものばかりでした。

小川 真里子(東海ジェンダー研究所理事)

2019年度 研究助成受託者の決定

	氏名・団体名	テーマ
個人助成：4名 (応募総数28名)	張 玲	ファッションから見る現代中国女性の身体表象と女性像の変容—中華人民共和国建国後を中心に—
	八谷 舞	19～20世紀転換期アイルランドにおける女性と図書館
	フォタケ ローラ イワナ	性的マイノリティと集合行為 —性的マイノリティのナラティブに見る、個人から政治空間への移行—
	菅谷 麻衣	公共空間における性表現規制のあり方 —ジェンダー平等と表現の自由の諧調
団体助成：1団体 (応募総数3団体)	沖縄女性研究者の会	日本国の女性研究者支援事業並びに女性研究者の能力開発、活用政策後の若手研究者(沖縄県在り大学大学院男女院生)の意識、実態の変容調査

お知らせ

名古屋における共同保育所運動の関連資料が 名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリで 展示されています



この展示は、東海ジェンダー研究所編『資料集 名古屋における共同保育所運動 1960年代～1970年代を中心に』（日本評論社、2016年）のために蒐集された、ほぼ50年間にわたる共同保育所運動の資料（ガリ版ずりの報告集や手書きの保育実践記録など）を整理したものの一部です。

詳しくは名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリのホームページをご覧ください。



2019年度 ジェンダー問題講座 (第2回)

その時「憲法の歴史」が動いた！
～時代を創った3人のヒロイン～

講師 的場かおりさん(近畿大学法学部准教授)

日時 2019年12月14日(土) 13:30～

会場 東海ジェンダー研究所セミナー室(6F)

※詳しくはホームページでもお知らせしています。

再募集

2019年度 ジェンダー問題講座 (第1回)

日本国憲法をめぐる現代的課題
—性的マイノリティの問題を中心に—

講師 綾部六郎さん(名古屋短期大学現代教養学科教員)

日時 2020年2月8日(土) 13:30～

会場 東海ジェンダー研究所セミナー室(6F)

※10月12日に開催予定でしたが台風接近により変更となりました。
詳しくはホームページでもお知らせしています。

賛助会員を募集しています。

賛助会費 年間 一口 1,000円
振込先 郵便振替口座 00820-0-77338
公益財団法人東海ジェンダー研究所

* 会員の皆様には当研究所の年報『ジェンダー研究』や
ニュースレター『LIBRA』、講演会などの事業の
ご案内をお送りします。

* 当研究所は公益財団法人の認定を受けており、
会費及び寄付については税法上の優遇措置があります。

編集後記

「働き方改革」関連法の施行に伴って、男女ともに働きやすい社会に少しでも近づいて欲しいと思います。一方、遠くコンゴの惨状を伝えた「つどい」の映画と講演は、お陰様で満席でした。ムクウエゲ医師訪日のニュースは、皆さん他人事と思えなかったのではないのでしょうか。忘れないようにしなくては、と思います。

LIBRA

公益財団法人 東海ジェンダー研究所

〒460-0022 名古屋市中区金山1-9-19 ミズノビル6F

T E L 052-324-6591 F A X 052-324-6592

E-mail info@libra.or.jp https://www.libra.or.jp/